

第6章

行財政分野

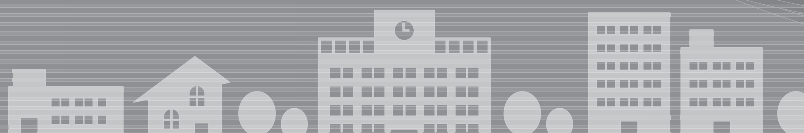
第1節 財政運営の健全化

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

第3節 組織・人事体制の活性化

第4節 協働によるまちづくりの推進

第5節 広域行政・広域連携の推進



第1節 財政運営の健全化



現状

- 本市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が低迷する中、公債費*が高い水準にあり、各福祉分野の社会保障関係経費*が増加するなど、厳しい状況が続いています。
- 市では、民間委託、指定管理者制度*など、民間活力の導入により、施設の効率的な運営や業務の効率化を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に取り組んでいます。
指定管理者制度*を導入している施設は、令和3年(2021年)1月1日現在で、体育施設をはじめ17施設となっています。
- 健全化判断比率*は、市債の償還が進んでいることなどにより改善しています。
- 経常収支比率*は、90%台で推移しており、数値の改善が課題になっています。
- 財政調整基金*は、令和2年度(2020年度)末には、標準財政規模の約1割となる約16.4億円の積立残高になっています。

課題と対応の方向性

- 厳しい財政状況が続く中、財政健全化に向け、自主財源*の確保など、より一層の取組が必要です。
- 事務事業の見直し、民間活力の導入などにより、事務経費の縮減に向けた取組が必要です。

基本方針

- 積極的な財源の確保や事務の効率化等により、市民サービスの向上と歳出抑制に取り組むなど、行政の役割を意識しながら、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持していくため、財政の健全化に向けた取組を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
健全化判断比率* ・実質公債費比率* ・将来負担比率*	7.1% 41.1%	5.8% 36.0%
市税収入率	98.5%	99.0%
受益者負担の適正化	検証見直し	検証見直し
自主財源*の確保に向けた取組	検討実施	新たな取組を 1つ以上実施
民間活力の導入	検討実施 (令和3年度)	新たな取組を 1つ以上実施

施策の内容

1 財政健全化の推進

①計画的な財政運営

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持します。

②企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の財務書類4表)を活用した行財政運営を進めます。

2 財源の確保

①自主財源*の確保に向けた取組

未利用地の売却や貸付け、有料広告の充実及び寄附の活用を進めるとともに、自主財源*の確保に向けた取組を推進します。

②課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分を強化するなど、徴収率の向上に取り組みます。

③受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、社会状況の変化などを踏まえながら、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。



④補助金・負担金の適正化

補助金及び負担金については、社会状況や市民ニーズの変化などを踏まえ、目的や効果などの公益上の必要性を検証しながら、常に見直すことで適正化を推進します。

⑤計画的な企業立地の推進(再掲)

周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しながら、地域産業に適した立地環境の整備と併せて、企業立地を推進します。また、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地では、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせて企業立地を進めます。

3 事務経費の合理化

①事務事業の見直し

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したものなどは、見直しを行います。

②民間活力の導入

市民サービスの向上とともに経費の節減や合理化を図るため、民間が実施可能な分野について、民間委託化、指定管理者制度*の導入などを計画的に推進します。

また、指定管理者制度*の運用に当たっては、モニタリング*等を通じて、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価します。

第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化



現状

- 国において、社会全体のデジタル化が進められており、地方自治体においても、市民の利便性向上に向けた自治体DXなどが求められています。
- 市が所有している土地・公共施設等は、多岐にわたるとともに数が多く、低未利用な状態や老朽化が進んでいます。

課題と対応の方向性

- 行政サービスについて、ICT*を活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術やAI*・RPA*等の活用により業務の効率化を図ることで、その人的資源を更なる行政サービスの向上へつなげていくことが必要です。
- 市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、情報セキュリティ対策を講じて、保有する情報を守り、業務を継続することが必要です。
- 人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化など、公有財産を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共施設の適正管理・最適化について検討を進めることが必要です。

基本方針

- 市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ICT*を利活用していくとともに、情報資産を守るための取組を推進します。
- 将来のまちづくりを見据え、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画し、管理し、活用するファシリティマネジメント*を推進します。



施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
情報セキュリティ研修の受講率	—	100%
自治体DXの推進	—	国の動向を踏まえた自治体DXの推進
公共施設等の総合管理の推進	個別施設計画の策定 (令和3年度)	個別施設計画等の推進
未利用地等の売却 (旧市営住宅跡地物件数 ：全物件数 9団地 14物件)	5団地 7物件	8団地 13物件

施策の内容

1 情報通信技術の活用

①ICT*の利活用の促進

AI*・RPA*等をはじめとするICT*を有効活用するとともに、行政手続のオンライン化を推進します。また、国の推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化*を進めます。

②情報セキュリティ対策の強化

ICT*を使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、物理的、人的及び技術的な対策を組み合わせ、情報セキュリティ対策に取り組みます。

2 ファシリティマネジメント*の推進

①公共施設等の総合管理の推進

総合管理計画に基づき、災害時の機能を含め、安全な公共施設等を提供し、トータルコストを縮減するため、公共施設等の適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化を図ります。また、将来のまちづくり、人口動向、社会情勢等を見据え、それぞれの施設の必要性を十分に勘案し、公共施設等個別施設計画に基づく施設の統廃合等による再編の検討を進めます。



ドローンを活用した建物点検

②低未利用地の利活用

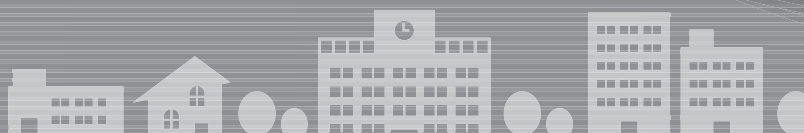
普通財産における低未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や必要な条件を整備し、売却や貸付けなどを推進します。また、多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産管理と活用について検討します。

③公共サービスの利便性向上

公共施設等において良好なサービスの提供や施設の総量の適正化を図るため、利用者の推移や維持管理経費などの状況を把握するとともに、ICT*を活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により利便性の向上を図ります。

④第三セクター*の適正運営

第三セクター*(株式会社秋川総合開発公社及び新四季創造株式会社)については、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。



第3節 組織・人事体制の活性化



現状

- 平成26年度(2014年度)までは、定員適正化等の推進により職員数の削減を行ってきたことに伴い、平成15年(2003年)4月1日現在の職員数550人と比べ、令和3年(2021年)4月1日現在の職員数は466人となり、84人減少しています。一方、大量退職に伴う新規職員の採用等により、職員の年齢構成等に偏りが生じています。
- 自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件などの危機に際し、市の行政体制は、市民の健康と安全を守るため、災害対策本部の下、通常体制から、業務継続計画(BCP)に基づく業務を行う危機管理体制に移行します。

課題と対応の方向性

- 様々な市民ニーズや行政課題に対応するため、組織体制の見直しや整備、多様な人材の確保、人材の育成等に取り組むことが必要です。
- 市では、個々の施策として、個人情報保護や情報セキュリティ対策に取り組んできましたが、ICT*の利活用の推進等が求められる中、内部統制機能の仕組みの検討・構築などに取り組むことが必要です。
- 今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、職員一人一人が自己の役割を理解し、災害時に迅速に組織的な対応が実施できるよう、平常時から訓練や事前防災として必要な備えを行う必要があります。その上で、現行の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。

基本方針

- 多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、組織・人事体制の活性化に努めます。
- 大規模な自然災害等に対応するため、職員の育成と危機管理体制の更なる整備を進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
内部統制制度の構築	未構築 (令和3年度)	構築している
あきる野市危機管理基本指針の改正	— (令和3年度)	改正が完了している
防災に関する職員研修の実施	1回/年 (令和3年度)	維持

施策の内容

1 行政推進体制の整備(行政力の強化)

①効率的・効果的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを行います。

②職員の資質向上

人材育成基本方針に基づき、様々な行政課題に対応するため、多様な人材の確保に努めます。

また、人事評価の活用、研修の充実等により能力の開発を行い、地方分権の進展に対応し、意欲と情熱をもって新たな課題の解決に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努めます。

③コンプライアンス*・内部統制機能の強化(一部再掲)

不祥事の未然防止や住民等との信頼確保に向け、ICT*施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。

2 危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化に取り組みます。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。



第4節 協働によるまちづくりの推進



現状

- 町内会・自治会や防災・安心地域委員会*、各地区の活性化委員会*、森林サポートレンジャー*の取組など、市では、市民や市民活動団体、民間団体などとの協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。
- 平成28年(2016年)に施行された官民データ活用推進基本法により、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じるものとする」とされ、市では、平成30年(2018年)12月からオープンデータ*の取組を開始しています。
- 市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント*や各種委員会委員への市民参画等に取り組んでいます。
- 多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市では、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成及び本市の知名度の向上を図る活動として、シティプロモーションに取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 市民活動を推進するためには、市民と行政が情報を共有することが重要であり、市広報紙や市ホームページ等による広報の取組と市長への手紙や市民アンケート調査等による広聴の取組の更なる充実が必要です。
- 市政への市民参画を更に推進するため、市民組織等の支援や、各種事業における市民参加の機会の確保などが必要です。

基本方針

- 行政運営の透明性を確保するため、様々な手段により市政情報を発信するとともに、多様な主体と市政情報を共有しながら市政運営への市民参加を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率(再掲)	44.6% (令和3年度)	維持・向上
まちづくりへの参画意向 (市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)	35.2%	50.0%
SNS*(インスタグラム*)の登録者数	901人	2,000人
市HPのアクセス数	2,919,617件 (令和元年度)	3,340,000件

施策の内容

1 市民活動の推進

①協働のまちづくりの推進

市民や市民活動団体、民間団体などと行政との役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い地域の課題解決を図るなど、市民と協働のまちづくりを推進します。

②町内会・自治会活動の支援(再掲)

地域力*の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

③市民組織等との連携・協働

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会*、明星大学、五日市高等学校をはじめとする様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体などとの連携・協働を図ります。

④市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

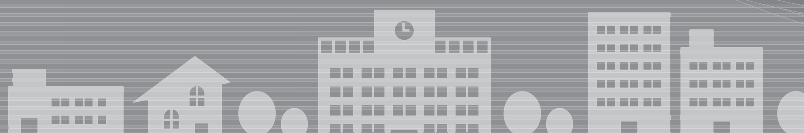
各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

2 市政情報の発信・共有

①市政情報の共有化

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータ*の活用を促進します。また、市政情報を共有できるよう、デジタルデバインド*対策にも取り組みます。

第6章 行財政分野



②広報の充実

市広報紙や市ホームページで分かりやすく情報提供するとともに、各種SNS*などにより、市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③広聴の充実

市長への手紙、地域懇談会、各地域に出向いたワークショップ及びパブリックコメント*の実施により直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図ります。

④シティプロモーションの推進

各種SNS*、フィルムコミッション*、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進します。



あきる野市公式SNS

第5節 広域行政・広域連携の推進



現状

- 西多摩地域の8市町村は、西多摩地域広域行政圏協議会*を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の3市町村では、秋川流域の開発振興や諸問題の解決のため、秋川流域開発振興協議会を組織しています。
- 広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。
- 宮城県栗原市*、大島町*及び米国マールボロウ市*と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などそれぞれの分野で、各種事業を推進しています。

課題と対応の方向性

- 様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な取組を必要とする政策課題が増えており、今後も、地方公共団体間の連携による対応が必要です。
- 西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、西多摩地域広域行政圏協議会*及び秋川流域開発振興協議会を通じて、行政間の連携を強化していくことが必要です。

基本方針

- 広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、近隣自治体等との広域行政及び広域連携を推進します。



施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
広域行政の推進に対する満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	9.1%	30.0%
広域応援体制の確保	1件 (令和3年度)	維持
姉妹都市に関する事業の継続	交流事業の実施 (新型コロナによる影響除く)	交流事業の継続
新学校給食センター整備の推進 (再掲)	広域連携を推進するため 基本合意書の締結	新学校給食センターの 運営開始 (令和7年度)

施策の内容

1 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会*等広域的組織の連携の強化

広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会*や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化します。

② 一部事務組合等による連携の強化

広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合等への参画を通じて、自治体間の連携を強化します。

③ 広域的な防災対策の推進(一部再掲)

大規模災害等に備え、近隣自治体等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市*との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実させるなど、広域的な防災対策を推進します。

2 広域連携の推進

① 関係自治体との連携

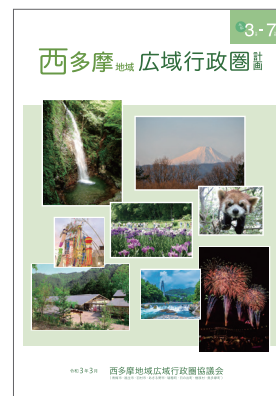
西多摩医療圏の公立病院の連携強化、広域的な観光ネットワークの構築、河川環境の整備、JR五日市線の利便性の向上や輸送力の強化、環境の保全など、特定の行政課題に対応するため、関係自治体との連携の維持・強化に取り組みます。

② 姉妹都市、友好都市との交流の充実(一部再掲)

友好姉妹都市宮城県栗原市*及び友好都市大島町*との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市*との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。

③ 新学校給食センター整備の推進(再掲)

新たな学校給食センター整備については、日の出町との広域連携に係る基本合意書に基づき、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組みます。



西多摩地域広域行政圏計画